

Primaff Review



- 巻頭言 日本が目指すべき食の道
- 研究成果 フランスにおける農村ツーリズム支援組織の新たな動向
- 世界の農業・農政 ロシアのウクライナ侵攻と世界の穀物需給

No. 110

令和4年11月

農林水産政策研究所

CONTENTS

●巻頭言	
日本が目指すべき食の道	
——株式会社スベックホルダー 代表取締役社長 大野 泰敬	1
●研究成果	
フランスにおける農村ツーリズム支援組織の新たな動向	
——農業・農村領域 主任研究官 國井 大輔	2
●世界の農業・農政	
ロシアのウクライナ侵攻と世界の穀物需給	
——国際領域 上席主任研究官 長友 謙治	4
●研究レビュー	
EUにおける新規食品をめぐる規制と研究動向	
——食料領域 主任研究官 山本 祥平	6
●ブックレビュー	
『ベトナムにおける「共同体」の存在と役割 ——現代ベトナム農村開発論』（竹内 郁雄 編著）	
——国際領域 主任研究官 岡江 恭史	8
●研究成果報告会概要紹介	
「コロナ禍における農泊とアフターコロナに向けた課題」	
——農業・農村領域 研究員 土居 拓務	9
●特別研究会開催報告	
「豊かさの価値とは何か・SDGsの視点から」	
——食料領域 主任研究官 鈴木 均	12

日本が目指すべき食の道

株式会社スベックホルダー 代表取締役社長 大野 泰敬

1. 日本の現状

日本の現在の状況は非常に厳しい状態だ。その中で、ウクライナの戦争、そして円安による食市場の影響は非常に大きかった。ロシアとウクライナは世界有数の穀物輸出国で、世界の食システムにとって非常に重要な役割をしており、飼料等の価格高騰に大きな影響を与えた。しかし、それだけではない。今後インドが中国の人口を抜き、世界が急増する中、2025年から2030年にかけて、食の需要と供給のバランスが変わり、我々の食生活を変える可能性が極めて高い状態となっている。

それらの要因が重なり、飼料、肥料、魚粉等の価格が高騰している。仕入れコストが2、3倍に膨れ上がり、経営を圧迫している状態だ。畜産業者、養殖業者などにヒアリングを実施すると、想定以上に経営状態はかなり厳しい状態だ。畜産業者は、すでに赤字の状態が多く、養殖業者も来年には赤字に突入する状態である。実際、倒産する件数も増加傾向にあり、畜産、養鶏大手の会社が倒産するという状態になってきている。

価格高騰の見込みはあるが、下がる見込みは立っていない状態で、経営の担い手が不足するなど、労働者も減りつつある今、日本で食を生産する人がいなくなるという非常に危機的な状態にある。将来的には、こうした倒産した企業が外資系企業に買収され、日本が今まで培ってきた技術、ノウハウを安い値段で買われる可能性が十分に考えられる。それらは日本にとって脅威である。

2. 他国や民間企業の動き

食料安全保障の観点から、積極的な投資が進んでいる。とくにシンガポールなどは、フードテックを国の重要な施策と位置づけ、手厚いサポートを実施している。費用的な援助だけではなく、人材育成にも力を注いでいる。また、世界中から投資を集めるための施策も数多く実施し、今まで農業や、養殖を行ってこなかったシンガポールが、今では世界で有数のフードテック大国への変貌を遂げている。

世界の民間企業の動きも非常に活発だ。投資金額は1社で数兆円を超えて、食のプラットフォームを抑える動きが活発だ。全体投資金額のうち物流・小売が79%とかなり高い割合を占める。

このラストワンマイルを抑える動きが活発な理由は、スーパーアプリにある。一つのアプリをきっかけに、生活に必要なすべてのものをAIとデータを活用し、市場そのものをひっくり返す動きが世界では活発化してきている。

3. 目指すべき道

海外や民間企業の動きにも遅れをとっており、日本の状況はかなり危機的な状況である。今後、さらに飼料、肥料などのコストが上昇することが予想されるため、短期的なものと、中長期的な目線で施策を実施する必要がある。

短期的な施策で最も重要なことは、ブランド価値を上げ商品価格を上げていくことと、DXにより経営の効率化を図っていくことだ。原価が高騰することは止めることができない。代替になるものが見つかって、2、3倍に上がったコストを大幅に下げることが難しいだろう。だからこそやらなければいけないのは、経営の効率化である。日本には優れた技術がたくさんある。それらを効率化し、生産性を高めていき、そして、各企業が連携しあうことで、この危機を乗り越えられると信じている。なぜならば、それだけ日本の技術は海外からも注目されているからだ。

ただ、1社だけで実現することは難しい。すでに各国の投資状況や動きに対応していくためには、オールジャパンで対抗するしかない。日本の企業が一致団結し、持っている技術を組み合わせれば、圧倒的な結果を出せるはずだ。今日本は危機を迎えているが、古い業界、しきたりを変え、変革を起こせるチャンスなのだ。こうした危機を変えるためのガーディアンプロジェクトが愛媛県で立ち上がったが、わずか3ヶ月で多くの上場企業が協力を表明し、地元の企業と大企業が連携し、課題解決に向けて動き出している。

恐らくこうした動きが今後も日本中で起こっていくだろう。今後予測できない様々な要因により、食が迎える危機的な状況。しかし、それは私たちが生まれ変わるチャンスでもある。古い考え方から脱却し、新しい世の中を作り出せる。そうした時代に突入しているのだ。それらを乗り越え、日本の食を世界に広げ、世界で羽ばたいていくために何をなし得るのか。すべては私たち一人ひとりの手にかかっている。

フランスにおける農村ツーリズム支援組織の新たな動向

農業・農村領域 主任研究官 國井 大輔

1. はじめに

コロナ禍により、密を避けた旅行先として農村に対する期待が高まっています。農林水産省では、2017年より農山漁村に宿泊し滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行と定義する「農泊」を推進しています。我が国ではグリーン・ツーリズムという言葉が知られていますが、従来のグリーン・ツーリズム、いわゆる農村ツーリズムに比べて、農泊はコミュニティベースの取組という点は変わらないものの、より経済的な自立が求められる取組となっています（大江, 2019）。また、農村ツーリズムの持続性を確保するためには安定的な推進体制の整備が必要であり、それには行政・民間企業・住民の3者を有機的に連携させる中間的推進・支援組織（以下中間支援組織とします。）が重要であると指摘されています（青木, 2010）。そこで、農村ツーリズムとして今後農泊を持続的に推進するにあたっては、農泊の経済的な自立を目指すとともに、それを支える中間支援組織の役割が重要になると考えられます。

そこで、農村ツーリズムがすでに観光スタイルとして定着しているヨーロッパの中でも、その歴史の長い国の一つであるフランスの事例が参考になります。フランスでは、農村ツーリズムを支援する組織が古くから存在しており、特に農家が宿泊施設や農業体験等を提供するアグリツーリズム（以下ATとします。）を実践する農家への様々な支援を行っています。けれども、近年Booking.comやAirbnbのようなオンライン旅行会社（以下OTAとします。）との競合の中で、中間支援組織において新しい取組が始まっています。そこで本報では、今後の我が国における農泊の推進の参考にするため、フランスにおける中間支援組織の動向調査の結果を紹介します。

2. フランスにおける農村ツーリズム

フランスの2010年農業センサスによると、ATを宿泊（民宿（B & B）・貸別荘・キャンプ等）、食事、レジャー（教育農場・スポーツ・レクリエーション・農業見学等）を含むすべての活動と定義しており、

フランス国内では、13,800の農業経営体がATを取り入れており、そのうち9,500経営体が宿泊を伴うATを行っています（フランス農業・食料・漁業・農村省, 2013）。後述する中間支援組織の「農家へようこそ（Bienvenue à la ferme）」のWebサイトでは、2018年10月現在1,461軒のATが掲載されており、特に一棟貸しの宿泊形態をとっているATが多く紹介されています。また、紹介されているATの位置情報を利用して地図に示してみると、フランス全土に分布しているものの、中南部の山岳地帯や沿岸部により多く分布し、全体の16.7%のATが自然公園内に立地する等、農村の中でも自然景観の豊かな場所に立地していることがわかります（図）。

3. 中間支援組織と新たな動向

フランスでは農村ツーリズムを支援する組織は、民宿のネットワーク組織である「ジット・ド・フランス（Gîtes de France）」をはじめ、農家によるツーリズム事業のネットワークとして農業会議所が設立した「農家へようこそ」や「農民のもてなし（Accueil Paysan）」、「緑の休暇地雪の村連盟（Fédération française des stations vertes de vacances et des

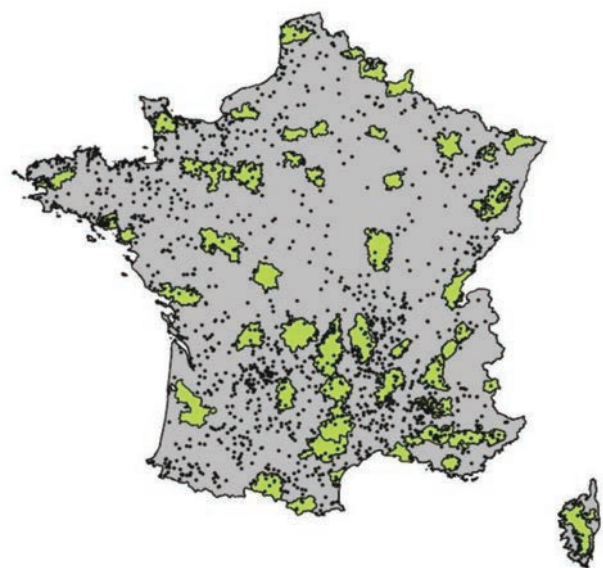


図 フランスにおけるATの分布

資料：「農家へようこそ」のWebサイトを参考に著者作成。
注：点がAT、黄緑のエリアは州自然公園を示す。

villages de neige)」、「フランスの最も美しい村 (Les Plus Beaux Villages de France)」などがあります (井上, 2002)。特に「農家へようこそ」は、農業会議所によって農業経営や酪農、農産物加工、交流・ツーリズムに関する普及を目的として、1988年に設立され、ATを開始したい人に向けたマニュアルの作成や会員のATを紹介するポータルサイトの作成等を行うことで、積極的にフランス国内のAT支援を行っています。けれども、近年の旅行客はOTAを活用して旅行先を決めたり、OTAサイト内の口コミで宿泊施設の評価などを行ったりするようになったため、会費を支払って中間支援組織に入るメリットが減少し、会員数も減少し始めました。実際に筆者らが2020年3月に行った現地調査においても、ヒアリングを行ったAT実践農家はBooking.comなどのOTAを集客のメインサイトとして利用していました。

このようにOTAの進出によって、利用者離れが懸念されている既存の中間支援組織でしたが、2017年に競合相手と考えられるAirbnbと農業に特化したクラウドファンディングのMiiMOSA、中間支援組織である「農家へようこそ」の3組織が連携してAT支援を行うパートナーシップ協定が結ばれました。当該協定では、「農家へようこそ」はATに関する専門的・技術的な側面から農家の収入の多様化や付加価値化等の経営の支援、AirbnbはAT市場の調査・分析やプロモーション、そしてMiiMOSAが金銭的な融資を行っています。2018年から2021年現在まで毎年プロジェクト応募のキャンペーンを行い、合計41のプロジェクトを採択し、農業の多角化、農地の整備、加工品の開発、教育農場等の設備投資に資金が使われています (表)。また「みんなで農場へ (Tous à la ferme)」というWebサイトを立ち上げ、当該Webサイトからプロジェクトへの応募や採択プロジェクトの閲覧等ができるようになっています。

表 Tous à la fermeのキャンペーン選定AT

選定年	選定数	プロジェクトの内容
2018	11	障害を持つ子供のための教育体験、ブドウ畑や農場整備、教育ワークショップ開催等
2019	10	AT用コテージ建設、教育農場施設整備等
2020	10	畜産加工品生産、ブドウ畑の再生、教育農場やエコツーリズムの施設整備等
2021	10	教育農場やAT施設整備等

注:「みんなで農場へ」のWebサイトをもとに著者作成 (2022年1月アクセス)。

特に、この協定におけるMiiMOSAの資金調達の役割は大きいと考えられます。MiiMOSAは2015年に食品や農業への支援を行うために設立されたクラウドファンディングであり、ATだけでなく農業関連のプロジェクトを広く取り扱い、設立から2020年3月現在までに2,500のプロジェクトが合計で2,000万ユーロの資金を調達しています。MiiMOSAの担当者によると、近年ではMiiMOSAから資金を調達していること自体が農家の信用を高めることにつながっているとのことでした。当該協定の応募プロジェクトに対しても、プロジェクト申請のための計画書作成から計画実行に至るまで、MiiMOSAの専属担当者がサポートする仕組みになっています。

4. おわりに

旅行者と旅行先・宿泊先をつなぐ役割としてはOTAが今や最も一般的なツールとなっています。けれども「農泊」は地域としての取組という特徴があり、参加する農家やそれ以外の様々な関係者の取りまとめや、地域と行政機関等との連携が必要となります。そのためには、中間支援組織のような存在が重要であると考えられます。また新たに農泊に取組もうという農家にとっては、財政や運営の支援は必要不可欠となります。このような状況を見ると、今回紹介したような、フランスにおける中間支援組織・OTA・クラウドファンディングが連携し、経営、プロモーション、資金調達という複合的なAT支援の事例が参考になるだろうと期待しています。

最後に、本報について詳しくお知りになりたい方は、弊所Webサイトで公開されているプロジェクト研究資料をご覧ください幸いです。

【プロジェクト研究資料】

國井大輔・平形和世・須田文明 (2022)「フランスにおけるアグリツーリズム」農林水産政策研究所『ICT活性化プロジェクト【農泊】研究資料 第2号】

https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/220301_R04ict2_13.pdf

【参考文献】

青木辰司 (2010)「進化するグリーン・ツーリズムー体験交流型から協働・協発型活性化への展開」『農業と経済』76 (9): 5-17.

井上和衛 (2002)『筑波書房ブックレット ライフスタイルの変化とグリーン・ツーリズム』筑波書房.

大江靖雄 (2019)「持続的農村ツーリズムの展開に向けての課題」『農村計画学会誌』38 (1): 10-14.

フランス農業・食料・漁業・農村省 (2013) Diversification des activités, *Agreste Primeur* 302 <http://sg-proxy02.maaf.ate.info/IMG/pdf/primeur302.pdf> (2022年1月アクセス).



世界の農業・農政

ロシアのウクライナ侵攻と世界の穀物需給

国際領域 上席主任研究官 長友 謙治

2022年2月24日にロシアがウクライナ侵攻を開始してから8か月以上が経過しました。ロシアは、この侵攻を「戦争」ではなく「特別軍事作戦」と称し、当初は短期間でのウクライナ攻略を想定していたようですが、ウクライナは欧米諸国や我が国などからの支援を受けて粘り強くこれに抵抗しています。最近ではウクライナがロシアに占領された領土を北東部で大きく奪還し、南部でも攻勢を強めるなど、戦争の風向きが変わってきた感もあります。

今日、ロシアとウクライナは、世界の穀物等の市場において主要輸出国の一角を占めており、両国の戦争により輸出が難しくなれば、世界の需給・価格動向にも大きな影響を及ぼします。本稿においては、世界の農産物市場においてロシア・ウクライナがどれほどのウェイトを占めているかを確認し、一般のウクライナ侵攻が世界の穀物需給にどのような影響を与えているかを見ていきます⁽¹⁾。

1. ロシア・ウクライナの世界の穀物等市場における位置づけ

最初に、今日の世界の穀物等市場におけるロシア・ウクライナの位置づけを確認しましょう。両国とも、穀物では小麦、トウモロコシ、大麦の3品目が生産・輸出の中心となっており、加えて油糧作物として主にヒマワリが生産され、ヒマワリ油に加工して輸出されています。これらの品目について、2018/19年度から2020/21年度（市場年度：期間は7月～翌年6月）までの3年度の平均輸出量と世界市場における位置づけを表にまとめました。

小麦については、ロシアは世界1位、ウクライナは世界5位の輸出国であり、世界の総輸出量に占めるシェアは、ロシア19%、ウクライナ9%で合計28%に及びます。トウモロコシの輸出では、世界順

位はウクライナ4位、ロシア6位で、シェアはウクライナ15%、ロシア2%の計17%となります。大麦については、ロシア・ウクライナのウェイトは一層高く、世界順位はロシア2位、ウクライナ4位、シェアは、各17%、14%で計31%に達します。さらに、ヒマワリ油の輸出においては、ウクライナが世界1位（シェア50%）、ロシアが2位（同27%）で、合計シェアは76%に達します。

小麦、トウモロコシ、大麦の合計輸出量（2018/19～2020/21年度平均値）では、ウクライナ4,991万トン、ロシア4,522万トンでウクライナの方が多くなります。穀物の生産量はロシア（同1億1,656万トン）の方がウクライナ（同7,013万トン）より多いのですが、穀物の国内需要は、ロシアの7,200万トンに対して、ウクライナは、人口の少なさや飼料需要の小ささを反映して2,052万トンと小さいため、穀物輸出余力はロシアよりウクライナの方が大きくなっています⁽²⁾。

2. ロシアのウクライナ侵攻が世界の農産物価格に及ぼした影響

2022年2月にロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始すると、両国、とりわけウクライナからの小麦、トウモロコシ、植物油などの供給がストップし、需給が逼迫するのではないかと、との懸念が国際市場を動揺させました。

図に2005年1月から2022年8月までのFAO食料価格指数（Food Price Index）の推移を示しました。同指数は、ロシアのウクライナ侵攻直後の2022年3月に、食料平均159.7、穀物170.1、植物油251.8と過去最高を記録しました。食料価格指数は、2020年来のコロナ禍で冷え込んでいた経済活動と農産物需要が急激に回復してきたところに主要産地の天候不良

表 世界の主要穀物・植物油輸出国

(2018/19-2020/21年度平均、単位：千トン)

順位	小麦		トウモロコシ		大麦		ヒマワリ油	
	国名	輸出量	国名	輸出量	国名	輸出量	国名	輸出量
	世界計	191,191	世界計	179,175	世界計	30,288	世界計	12,102
1位	ロシア	36,483	米国	55,830	EU	6,688	ウクライナ	6,007
2位	EU	31,405	アルゼンチン	38,146	ロシア	5,130	ロシア	3,243
3位	米国	26,308	ブラジル	31,942	豪州	5,118	アルゼンチン	747
4位	カナダ	24,992	ウクライナ	27,705	ウクライナ	4,244	EU	745
5位	ウクライナ	17,962	EU	4,465	カナダ	2,691	トルコ	617
参考			ロシア（6位）	3,610				
シェア（%）	ロシア	19	ロシア	2	ロシア	17	ロシア	27
	ウクライナ	9	ウクライナ	15	ウクライナ	14	ウクライナ	50
	2国計	28	2国計	17	2国計	31	2国計	76

資料：USDA, PSD Onlineより作成（2022年8月21日アクセス）。

注：シェアについては、四捨五入の関係で、ロシアとウクライナの合計が2国計と一致しない場合がある。

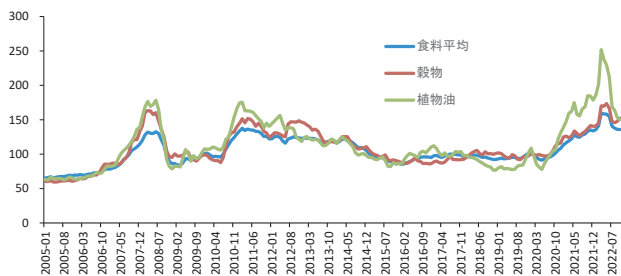


図 FAO食料価格指数（2005年1月～2022年10月）

資料：FAO, Food Price Indexより筆者作成。

も加わったため、2021年には既に過去のピークである2008年や2011年に並ぶ高水準となっていました。そこにロシアのウクライナ侵攻が起きたため、その直後に過去最高に跳ね上がったのです。

高騰した食料価格はその後落ち着きを取り戻し、2022年10月時点のFAO食料価格指数は食料平均135.9、穀物152.3、植物油150.1でウクライナ侵攻以前の水準に戻っています。ただし、依然高水準であり、穀物の価格指数は8月以降上昇傾向にあります。今年は世界各地で天候が不順であり、今後とも需給動向に注意が必要です。

とはいえ、ひとまず食料価格が落ち着いたことについては、ロシアの侵攻以降止まっていたウクライナの黒海沿岸主要輸出港からの穀物輸出が再開したことや、ロシアの2022年産穀物の豊作などがその背景にありますので、次にそれらを説明します。

3. ウクライナ黒海沿岸主要港からの穀物輸出の再開等

ウクライナの穀物輸出は、主にオデーサ等黒海沿岸の港湾を通じて行われています。ロシアの侵攻以降、これら港湾がロシアによる海上封鎖やウクライナによる防衛のための機雷敷設によって使用できなくなったことから、ウクライナの穀物輸出が困難になりました。昨2021年のウクライナの穀物生産は史上最高の豊作であり、2021/22年度（2021年7月～22年6月）には大量の穀物輸出が見込まれていましたが、年度途中で輸出が停止しました。後述する輸出再開合意前のウクライナ側の主張によれば、国内に約250万トンの穀物在庫が滞留しており、これが輸出されなければ輸入国の食料危機を招くだけでなく、保管施設の空き容量不足のため2022年産穀物の収穫にも支障をきたすとのことで、陸路での輸出などの代替手段も模索されましたが、大量の穀物輸出には海路の復活が不可欠でした。

一方、ロシアからの穀物輸出は、西側諸国による経済制裁の直接の対象ではありませんが、ロシア側は、制裁によって船便の確保等に影響が出ていると主張しています。ロシアの貿易統計が2022年1月分を最後にデータの公表を止めているため正確な実態は分かりませんが、小麦等の穀物輸出は前年度より減少しているようです⁽³⁾。他方、2022年には、ロシアの穀物生産は史上最高の2017年（穀物総収穫量135.5百万トン、うち小麦86百万トン⁽⁴⁾）を上回るレベルの豊作が見込まれています。制裁の影響等を受けて、ロシア国内の穀物生産コストは上昇しています。その一方で今後穀物の輸出が進まず、豊作と相まって国内の穀物価格が低下すれば、穀物生産者

の収益は低下し、経営への影響も懸念されます。かくして、ロシアにとっても穀物の円滑な輸出は重要な課題となっており、そのためには制裁の解除が必要と主張しています。

いずれも穀物を輸出したいロシアとウクライナの利害の一致もおそらく背景となり、国連とトルコの仲介の下、ウクライナの黒海主要港湾からの穀物輸出再開について2022年7月22日に合意が成立し、二つの文書に署名が行われました。一つは「ウクライナの港湾からの穀物及び食品の安全な輸送に関するイニシアティブ」で、ロシア、ウクライナ、トルコ、国連の代表が署名しました。イスタンブールに共同調整センター（Joint Coordination Centre）を設け、その監視の下にウクライナのオデーサ等3港湾からの穀物等の輸出を行うとの内容で、当面120日間の有効期間が設定されています。もう一つは「ロシア産の食品及び肥料の世界市場への展開についての協力に係るロシア連邦と国連事務局の間の相互理解に関するメモランダム」で、ロシアと国連の代表が署名しました。

第一の合意に基づき、8月1日よりオデーサ等ウクライナの3港湾からの穀物輸出が再開されました。輸出は9月以降本格化しており、共同調整センターによれば既に1千万トンを超える穀物等が輸出されています⁽⁵⁾。第二の合意については、ロシアからの穀物や肥料の輸出そのものは西側諸国の経済制裁の直接の対象とはなっていませんが、ロシア側は制裁によって船舶による輸出の制約等の影響を受けていると主張しており、その中でしかるべき輸出を実現することを目指した合意と推測されます。

7月の合意以降ウクライナ、ロシア両国からの穀物等の輸出が続く、国際価格も一時と比べて落ち着いていましたが、ロシアは、第一の合意に基づくウクライナ側の輸出が進む一方で、第二の合意に基づくロシア側の輸出が進んでいないとの不満をしばしば示し、10月29日にはセヴァストポリ港への攻撃を理由に第一の合意への参加を停止しました。これはすぐ撤回されたものの、11月19日の期限に向けて合意がどうなるか、ウクライナ、ロシアからの穀物輸出が続いていくか、注目していく必要があります。（※本稿の内容は11月15日時点の情報に基づいています。）

【注】

- (1) 2021年度のカントリーレポート・ロシア（下記URL）には、22年3月末までのロシアの農業・農政動向を整理したので、本稿と合わせてお読み頂ければ幸いです。
https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/220331_R03cr09_03.pdf
- (2) 数値は米国農務省（USDA）PSD Online。2014年のロシアによるクリミア併合以降、クリミアの数値はロシア側統計が計上しているが、USDAは、併合を認めない立場から、これをウクライナに計上している。仮にこれを行わなくてもウクライナの方がロシアより穀物輸出余力は大きい。
- (3) 2022年7月5日のインターファクス報道によれば、その時点でロシア連邦農業省が発表した2021/22年度のロシアの小麦輸出量は31百万トンで、2020/21年度の38百万トンより減少している。
- (4) ロシア連邦統計庁の数値であり、USDAの数値とは、クリミアの値を含むほか「穀物」の範囲も広い等の違いがある。
- (5) UN, Black Sea Grain Initiative, Joint Coordination Centre.
<https://www.un.org/en/black-sea-grain-initiative/vessel-movements>

EUにおける新規食品をめぐる規制と研究動向

食料領域 主任研究官 山本 祥平

1. はじめに

近年、培養肉や昆虫食など、新しい技術や資源を利用した食品の開発が各国で進んでいます。こうした食品は食料供給の安定化や環境負荷の低減に役立つと評価される一方、いわゆる「新規食品」に該当するものであり、未知の安全上のリスクへの懸念も見られます。2021年にはFAOとWHOが新規食品を食品安全に関する新たな課題と指摘し、CODEXの第44回総会では、各国の規制の動向などについて回付文書での調査が要請されるなど（CAC, 2021a；2021b）、新規食品の規制は国際的な議論になっています。そこで本稿では、諸外国の規制の情報収集の一環として、EUの新規食品の規制の経緯とともに現行の規則の概要、近年の関連研究の動向を整理します。

2. EUの新規食品の規制の経緯

1983年の国連のタンパク諮問委員会（Protein Advisory Group）の定義によれば、新規食品とは、「これまで人間の集団が食べてこなかった食品で、従来の食品からわずかに製造工程が変化したとは考えられないもの」のことです（Holle, 2018）。EUでは、英国が1994年までに新規食品に関する自主的な安全性評価の仕組みや、食品安全法による営業禁止措置の体制を整えてきましたが（Holle, 2018）、各加盟国の当時の規制水準はバラバラの状態でした。各国間の規制の調和を図ると同時に、懸念が広がっていた遺伝子組換え（GM）食品を標的に、1997年にEU共通の新規食品の規則として、規則No.258/97が制定されました。

規則No.258/97は、GM食品を含めた、EUで消費の歴史のない食品を新規食品と定義し、事業者による提供を許可制としました。許可の審査では、①事業者による加盟国への申請、②加盟国による安全性評価、③欧州委員会による評価結果の回付が行われます。ただし、他の加盟国への回付の結果、異議が出された場合には、④欧州食品安全機関（EFSA）の安全性評価や、⑤専門委員会の議決が実施されます（Hyde et al., 2017）。また新規食品が、すでに許可を受けた別の新規食品と実質的に同等であっても、事業者は、その提供に際して欧州委員会に「同

等性の通知」を提出する必要がありました（Grimsby, 2020）。

一方、規則No.258/97ではGM飼料が対象になっておらず、また食品と飼料の取扱いをフードシステムで明確には分離しにくいことから、2003年にGM食品とGM飼料をひとまとめにして規制するために規則No.1829/2003が制定されました（立川, 2005）。これによりGM食品が規則No.258/97の対象外になると、規則No.258/97はGM食品ほどリスクの高くない他の新規食品に過度な規制を課し、高い申請コストや長期間の審査によって技術革新を阻害していると批判されます。EUへの伝統産品の輸出が同規則に妨げられているとの途上国の反発もあり（Hyde et al., 2017）、2015年に新たに規則2015/2283（以下、新規則）が制定されました。その結果、規則No.258/97は2017年末に失効し、現在は新規則に置き換わっています⁽¹⁾。

3. EUの規則2015/2283（新規則）の概要

新規則は、規則No.258/97の施行日より前の時点でEUでの消費の歴史のない食品を新規食品と定義し、事業者による新規食品の提供の要件として、欧州委員会の許可と新規食品の「連合リスト」への登録を求めています。連合リストとは、提供の許可を受けた新規食品の名称を、その使用や表示の条件などと併せて記載した一覧のことです。許可・登録の審査は、①事業者による欧州委員会への申請、②EFSAの安全性評価、③許可・登録に関する欧州委員会の実施規則の起草、④専門委員会での当該実施規則の議決であり、欧州委員会を中心としたものに変まりました（図）⁽²⁾。なお、③の実施規則の起草を決める際には、新規食品の安全上のリスクや栄養面での影響のほか、EFSAの見解や「他の正当な理由」などが考慮されます（OJ, 2011；2015）。

加えて、規則No.258/97の同等性の通知の仕組みに代わり、新規則では、新規食品が連合リストに掲載されれば、すべての事業者がそれと同質の食品を提供できます。ただし、新規食品の許可の手続きをとった事業者が、申請に使用した自社データの保護（データ保護）を要請し認められた場合には、その新規食品の提供行為が5年間、自社だけに許可されます（OJ, 2015；Grimsby, 2020）。

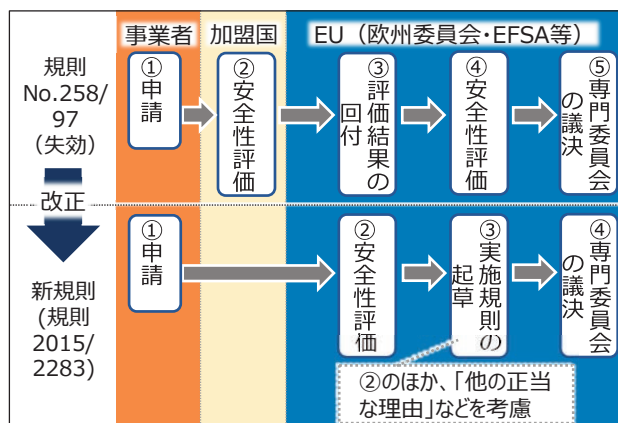


図 規則No 258/97と新規規則の審査手続きの比較

なお、新規規則のもとで2022年に許可された新規食品の例としては、人工ナノ材料の水酸化鉄アジペート・タルタラートや海洋動物プランクトンの抽出油といったサプリメントにかかるもののほか、ヨーロッパパイエコオロギの成虫などが挙げられます（OJ, 2022a；2022b；2022c）。

4. EUの新規食品規制に関する近年の研究動向

近年の研究については、例えば、Lähteenmäki-Uutela et al. (2021) では、新規規則が植物性タンパク質や培養肉、食用昆虫などの5種類の代替タンパク質にどう適用され得るのかが議論されています。植物性タンパク質の例を挙げれば、豆類は新規食品ではありませんが、緑豆のタンパク質の抽出物は消費の歴史をもたず、2019年に新規食品に該当すると判断された例があります。このようにタンパク質を抽出して新しい方法で扱う場合には、植物性タンパク質も新規規則の対象になり得るとされています。

一方、法学や自然科学の分野から新規規則の課題も指摘されてきています。法学の分野では、Holle (2018) において、新規規則が依然として審査を長期化させるほか、欧州委員会の法解釈により、新規規則のデータ保護規定の適用対象が狭くなるおそれがあると論じられました。さらに新規規則では、欧州委員会による許可の判断に際し「他の正当な理由」が考慮されますが、当該の理由が許可の判断に与える影響は政治状況に左右されるため、事業者にとって申請のコストと不確実性が高まるとされています。

しかし、「他の正当な理由」については異見もあります。Petetin (2019) によれば、消費者は安全性に加えて、道徳・文化的な観点から新規食品を評価します。そのため、消費者が新規食品を受け入れる上では、科学的な安全性評価のみに重きを置く制度は不十分であり、消費者の価値基準を考慮する意味で「他の正当な理由」は重要と見なされています。

自然科学の分野では、新規規則の申請に関する科学

的根拠の指針が立ち遅れているとの認識から、de Boer & Bast (2018) が、動物実験を抑制するためのin silico試験（コンピューターの演算による試験）の開発・導入を含めた改善の方向性を示しています。

このように、EUでは、新規食品の規則の運用の実像が垣間見えてきたほか、現行の規則の課題に関する議論の種がまかれつつあります。

注)

(1) 新規規則は2019年にリスク評価の透明性の確保のため一部改正されました。

(2) 新規規則ではEU域外からの伝統製品に関する簡易な安全性評価の手続きも導入されました（Hyde et al., 2017）。

【文献リスト】

- CAC (2021a) Report of the 81st session of the Executive Committee of the CODEX Alimentarius Commission, Virtual, 28 October- 5 November 2021.
- CAC (2021b) Joint FAO/WHO Food Standards Programme CODEX Alimentarius Commission 44th Session, Virtual, 8-15, 17-18 November and 14 December 2021.
- de Boer, A., and Bast, A. (2018) Demanding Safe Foods – Safety Testing under the Novel Food Regulation (2015/2283), *Trends in Food Science & Technology* 72 : 125-33.
- Grimsby, S. (2020) New Novel Food Regulation and Collaboration for Innovation, *British Food Journal* 123 (1) : 245-259.
- Holle, M. (2018) Pre-Market Approval and Its Impact on Food Innovation: The Novel Foods Example, In Bremmers, H. and Purnhagen, K. (eds.) *Regulating and Managing Food Safety in the EU: A Legal-Economic Perspective*. Springer International Publishing, Cham, 291-330.
- Hyde, R., Hartley, S., and Millar, K. (2017) European Novel Foods Policy at a Critical Juncture: Drawing Lessons for Future Novel Food Governance through a Retrospective Examination of Regulation 258/97, *Food and Drug Law Journal* 72 (3) : 472-505.
- Lähteenmäki-Uutela, A., Rahikainen, M., Lonkila, A. and Yang, B. (2021) Alternative Proteins and EU Food Law, *Food Control* 130 : 108336.
- Official Journal of the European Union (OJ) (2011) L 55, 28 February 2011
- Official Journal of the European Union (2015) L 327, 11 December 2015.
- Official Journal of the European Union (2022a) L 206, 8 August 2022.
- Official Journal of the European Union (2022b) L 166, 22 June 2022.
- Official Journal of the European Union (2022c) L30, 11 February 2022.
- Petetin, L. (2019) Managing Novel Food Technologies and Member States' Interests, In Varju, M. (ed.) *Between Compliance and Particularism: Member State Interests and European Union Law*, Springer International Publishing, Cham, 233-53.
- 立川雅司 (2005) 「欧州における遺伝子組換え政策の動向」『農林水産政策研究所レビュー』16 : 9-14.

『ベトナムにおける「共同体」の存在と役割 ——現代ベトナム農村開発論』

竹内 郁雄 編著

国際領域 主任研究官 岡江 恭史



『ベトナムにおける「共同体」の存在
と役割——現代ベトナム農村開発論』
編著／竹内郁雄
出版年／2022年
発行所／明石書店

本書は、現代ベトナム農村開発における市場を補完するインフォーマルな制度としての「共同体」の役割について考察しています。

第一部では、北ベトナム（特に紅河デルタ地域）における耕地問題を分析しています。アジア有数の人口稠密地帯である同地域では、労働集約的稲作農業が発達し、それは小規模な家族経営農家によって担われてきました。各ムラは、公田と呼ばれる村落共有田を住民に定期的に均等に割り当てていました。筆者によれば、公田制度は農業リスクを分散させる合理的な制度でありました。しかし北ベトナム政府は1950年代から農業集団化を推進し、農家は農業合作社という集団農場の指令の下で耕作に従事することになりましたが、農業生産活動は停滞しました。筆者によれば、この失敗は統制経済による非効率だけではなく、そもそも労働集約的小規模稲作農業が展開されてきた地域に資本集約的な大規模農業による発展は不適合であり、さらに60年代からの緑の革命が水利網の未整備というリスク下で遂行されたにもかかわらず、公田制度のような伝統的なリスク分散の仕組みも破壊してしまったことが一層問題を大きくしました。こうした危機を乗り越えるために、ベトナム政府は80年代から農業生産の過程を農家世帯に請け負わせ、さらに90年代には合作社が管理していた耕地も農家世帯へ分配されることになりました。その際、多くのムラでは多数の零細圃場を家族成員数に比例して分与する方法が取られましたが、この零細分散錯圃的な均等主義的耕地分与方式は公田制度と同様にリスクの分散を実現する合理的な方法であるといえます。さらに2000年代に入って政府は、分散錯圃を解消するために交換分合を進めました。ここでも水利網の整備によって稲作のリスクを低減させない限り、交換分合を実施することが困難なムラが多かったのです。

第二部が分析対象とする南ベトナムのメコンデルタ地域は、第二次大戦後長らく西側陣営に属し、北ベトナムより市場経済と大規模農業も発達しており、現在輸出米の主産地でもあります。そのため、

2000年代以降の大規模農地建設及び農民・企業間の連携という政策の中心地域でありました。しかし企業との連携に供されてきた耕地

面積は同地域の10%程度で頭打ちとなっています。農民にとって主な販売先は個人商人です。商人は、取引する農民の農産物生産に係る事情を熟知しており、農産物の収穫・買付・搬送等の各工程も迅速に執り行うことができますので、農民にとっては企業との契約よりは煩わしくない（取引費用が低い）というメリットがあります。筆者によれば、農民・商人間の長期継続的・多面的関係たる「共同体」が形成されており、情報の不完全性を緩和し農民の経済厚生を改善し得る制度として機能していることになります。第三部では、ハノイやホーチミン市といった大都市への人口移動において、家族・親族のネットワークが、情報の不完全性・非対称性という問題を改善する役割を果たしていると論じています。

本書における事例や考察については、評者自身の現地調査の結果とも符合し納得のいくものですが、いくつか気になる点もあります。第一に、本研究が基本的に既存文献資料の理論的整理によるものであり、新たな事実の提示が少ないことです。第二に、筆者による「共同体」の捉え方です。第一・三部における地縁・血縁を基にした協力的行動はまさに「共同体」そのものですが、第二部の農民・商人間の関係まで「共同体」と捉えていいのでしょうか。筆者自身も述べているように、一人の農民と取引をする商人は複数おり、また商人の多くが華人であるという点も、共同体の要件である排他性・同質性に合致していないと思われます。

ともあれ、本書は社会関係資本（Social capital）がベトナム農村開発に果たす役割について網羅的にまとめており、当該分野における今後の研究のベースとなる研究書であるのは間違いないと思います。

「コロナ禍における農泊とアフターコロナに向けた課題」

日時：令和4年7月26日（火）14：00～16：00（オンライン開催）

農業・農村領域 研究員 土居 拓務

我が国では1990年代頃から都市住民等が農山村で農業体験をはじめ自然や人々との交流を楽しむといったグリーンツーリズムの実践地域が出現しました。近年は、訪日外国人の急増などを背景に外国人観光客を農山村に呼び込むことなどを目的とする「滞在型交流」に取り組む地域を農泊地域とし、政策的な支援も行われています。その結果、500を超える農泊地域が各地に誕生しましたが、コロナ禍により外国人観光客数は激減し、各種交流事業は軒並み中止に追い込まれるなど、農泊地域は大きな打撃を受けました。

本研究成果報告会では、コロナ禍における国内の農泊地域やイタリアの農村等で展開されている分散型ホテル（アルベルゴ・ディフーズ）について、コロナ禍前に実施した調査結果などを手掛かりにアフターコロナの農泊地域再生に向けた課題などを議論しました。

総論：「研究の背景と分析視点」

平形和世 上席主任研究官（農業・農村領域）



平形上席主任研究官はグリーンツーリズムの延長線に農泊があると位置づけて、本研究の背景を説明しました。

農泊とは、旅行者が農山漁村に宿泊し、滞在中にその地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ旅行です。農山漁村の所得向上が期待されることから、農林水産省は2017年度から農泊推進対策を実施しています。2020年までに500の農泊地域創設を目指したところ、2019年度には目標を達成し、2021年度末には599の農泊地域が創設されました。

しかし、コロナ禍の影響を受けて2020年度（5月～1月期）に農泊地域の宿泊施設を利用した延べ宿泊者数は、2019年度（同）の約95万人泊から約47万人泊と大幅に減少しました。

本報告はコロナ禍における農泊の実態を紹介するとともにアフターコロナに向けた課題について、①持続的にビジネスとして実施できる体制、②地域運営・地方再生としての視点、③地域の関係者との

ネットワーク、④質の高い農泊、⑤デジタル技術を活用した利便性の向上の視点から整理しました。

各論（1）：「教育体験旅行型農泊の発展可能性と課題—埼玉県秩父地域と長崎県西海市の事例より—」

平口嘉典 客員研究員（女子栄養大学専任講師）



平口客員研究員は、埼玉県秩父地域及び長崎県西海市にて教育体験旅行を中心に実践されてきた農泊を事例にその課題を整理しました。

農泊の運営方式は行政主導型と住民主導型に大別することができ、行政主導型から住民主導型へとシフトする傾向があると指摘しました。この過程で、農泊の事務局組織と受入家庭（旅行者を受け入れる農家等）の両面に課題が見られ、そこから両主導型の発展可能性が示唆されました。

まず行政主導型である秩父地域はO観光公社を事務局として農泊を推進しています。O観光公社は行政からの負担金を主な収入とし、観光の促進や地域ブランドの確立、特産品の販売促進のほか、農泊に取り組んでいます。受入家庭が旅行者を受け入れる際の厳格な条件はなく、比較的容易に農泊を開始できる特徴があります。これにより受入家庭数を充足させて大規模な旅行者の受入れを可能にしました。その反面、体験内容が受入家庭の自己流になりがちなことや、受入家庭間で交流が少ないことが課題と考えられます。

次に住民主導型である西海市では旧西海町長が農山漁村体験交流を推し進めたことで、2005年に町内6戸の農家が県内初の農林漁業体験民宿を開業しました。2016年に体験民宿8軒により、任意団体Sが設立され中高生を対象にした教育体験旅行が本格的に開始されます。受入家庭数も順調に増加し、2019年度には926人泊とピークに達するも、2020年のコロナ禍により宿泊者数は471人泊と半減、最近では高齢化による受入家庭数の減少も危惧されます。

既存研究では農泊の受入家庭は副業的に副収入を得る主体と考えられましたが、西海市の45軒の受入

農家の取組にかかる事例から、専業農家が副業として農泊に取り組むタイプ（農家副業タイプ）、農泊を趣味として取り組むタイプ（趣味的タイプ）、教育体験旅行だけでなく一般体験旅行も受入れ、農泊を生業とするタイプ（民宿専業タイプ）の3つに分類できることが示唆されました。いずれも生きがいややりがいを活動の根底にしつつも、収入目的の度合いに差が見られます。そして、農泊の受入家庭の約7割が趣味的タイプに区分されるため、コロナ禍でモチベーションが低下することも農泊を存続させるうえで課題と考えられます。

コロナ禍により農泊は停滞しましたが、教育体験旅行と比較して一般体験旅行の宿泊者数は安定しており、民宿専業タイプには一定の強靱性が見られました。今後は一般体験旅行に取り組む農泊を増やすことが課題の1つです。また、農泊推進対策と農村RMOの議論を結合して考えることも重要といえます。

行政主導型の農泊地域の発展可能性としては、意欲のある受入家庭に農林漁家体験民宿への移行を促し、一般体験旅行の受入れを進めることです。他方、住民主導型の農泊地域においては、農家副業・趣味的タイプから一歩踏み込み、いかに民宿専業タイプの受入家庭を増やすかが重要です。

各論(2):「北海道八雲町の農泊と地域運営」

寺林 暁良 客員研究員（北星学園大学専任講師）



寺林客員研究員は、古民家を活用した北海道二海郡八雲町の農泊の現地調査結果に基づき、地域課題の解決や地域社会を再生させる持続的な体

制づくりには、農泊を地域運営の視点から捉えることが重要であり、地域が農泊に取り組むことにより、関係人口の増加、地域住民の暮らしの拠点機能の充実が期待されると指摘しました。

八雲町のまちづくりの歴史は古く1979年に「若人の集い」という団体が設立され、その後も相次いでまちづくりを担う多様な団体が設立されています。現在、農泊で中心的な役割を果たしているNPO法人やくも元気村（以下、NPO）は2011年の設立です。

八雲町の農泊はNPOの福祉事業と連携しながら発展しました。農泊は地域運営に関わる多様な事業とリンクすることで社会的価値を高め、事業の持続可能性を高めることが指摘されます。NPOは就労継続支援B型事務所「共生サロン八雲シンフォニー」や共同生活援助事務所「ぐるーぶほーむ『ホッと』」、特定相談支援事務所・障がい児生活援助事務所「えがお」を運営しています。NPOが農泊に

取り組むことで障がい者に雇用機会を提供することができます。

かつて銭湯として利用されていた古民家を農泊施設に改修したのが「ゲストハウス SENTO」です。同施設には「レストラン（カフェ＆ラウンジ）SENTO」を併設しており、地域内外の人々の交流拠点になっています。また地域では「八雲グリーンツーリズム有志の会」が立ち上がり、積極的に教育体験旅行を受け入れているほか、SNSによる情報発信に力を入れていることも特徴です。

コロナ禍では多くの外国人観光客が姿を消し、農泊も影響を受けましたが、NPOの経営基盤が福祉事業であったことからその影響は限定的でした。さらに、コロナ禍が依然として続いていた翌2021年には、早くも観光客数が上向いたことも特筆すべき点です。その理由として、次の3点を指摘できます。1つ目は滞在者を獲得するためにSNSの情報発信だけでなく、移住スカウトサイト、インターンシップの受入れなどの多様な入口を用意したこと。2つ目はノマドワーカーやリモートで受講する大学生の受入れなどコロナ禍で発生した新たなニーズにうまくリーチできたことです。3つ目は上述のSENTOを町の魅力として既に確立できていたことです。SENTOは滞在者にとって様々な人々との出会いの場であり、価値観を共有できる魅力的な場所になっていました。

また八雲町の農泊が地域運営と結びつき、コロナ禍を乗り越えた要因として欠かせなかったのは、優れたコーディネーターがいたことです。多様な手段で地域の魅力を内外に発信し、町内のニーズと外部のニーズを繋ぎ合わせるコーディネーターの果たした役割は、八雲町の農泊と地域運営において非常に重要だったといえます。

各論(3):「持続可能な農村ツーリズムに向けてのアルベルゴ・ディフーズの可能性」

國井 大輔 主任研究官（農業・農村領域）



國井主任研究官は、イタリア発祥のアルベルゴ・ディフーズ（以下、AD）についてコロナ禍以前に実施した現地調査結果などを報告しました。ADとは、町の空き家をホテルの一室として活用し町の活性化を目指す取組です。ADの推進は、地域の雇用を創出し、コミュニティ機能の強化にもつながるため、世界的に問題となっている都市・農村の収入格差の解消への寄与が期待されています。

イタリアではAD開業のための条件を州法で定め、AD協会から承認されることで公認のAD

を名乗ることができます。なお2020年11月現在、AD協会のHPで紹介されているイタリア全土のADは計67軒あります。現地調査を実施したイタリアのマルケ州とトスカナ州におけるADでは、地域に分散する宿泊施設が上手に活用されたことで観光客はおのずと地域を周遊していました。また、宿泊施設の外観は民家同様でしたが、室内はホテルのような造りとなっていました。

國井主任研究官は、さらに既存研究も踏まえて、ADの取組によって実際に地域内で雇用を創出していたこと、観光客と地域の交流を重視しつつもホテル事業による収益性を確保していたこと、加えてADに取り組んだことで地価が上昇するという経済効果も生じていたことなどに触れました。

ADは自然に触れ、伝統的な集落で過ごすことをコンセプトにしています。この旅行スタイルは、コロナ禍でも「密」を避けられるとして注目を浴び、最近ではワーケーションの適地としても人気を博しています。

ADの取組は、日本の農山村でも有効と考えられます。ADが観光客の受入れに成功しつつ、地域の持続性の課題である収益性の問題を解決しているからです。一方、イタリアのADは地域農業との関連性が弱いことが課題として指摘されます。農泊にADを取り入れるにあたり、農業との関連性を深める必要があると考えられます。

ADはその取組範囲や事業内容の違いから大きく2つに区分されます。1つは従来のADであり、ADにはレセプションから各客室までがおおよそ200mの範囲に収まることが求められます。もう1つは、その範囲を拡大させた新たな概念であるオスピタリタ・ディフーザ（OD）です。ODはADの取組範囲やサービスの形態、事業者数等を柔軟に捉える概念として発案されました。日本の農山村集落では家屋が離れていることも多いため、上記区分のODがより適すると考えられます。

質疑応答・ディスカッション

司会 福田竜一 政策研究調整官

報告に続き、総論で示された①～⑤の視点から、司会者と報告会参加者、各論報告者との間で質疑応答とディスカッションが行われました。

平口客員研究員の報告に対しては、「教育体験旅行の新しい事業モデル」の確立が地域の持続的発展に重要と指摘に関し、仮に新たな事業モデルが成立した際に現在の協議会などはどのように関与するのかという質問がありました。平口客員研究員からは、現在の広域協議会は民宿專業型を束ねて、他の観光事業を取り込みながら展開していく一方、教育

体験旅行のみに取り組む家庭を束ねる旧町村単位の地域協議会を組織し、広域協議会と地域協議会が連携して農泊を進めることが考えられるとの回答がありました。

寺林客員研究員の報告に対しては、地域を熟知し活動の主体間をつなぐコーディネーターの存在が重要との指摘に関して、地域には現状維持バイアスが強く存在する場合など、コーディネーターのみでの成功は難しいと考えられるため、そうしたバイアスの有無を含めた八雲町の成功要因について質問がありました。寺林客員研究員からは、そのようなバイアスは八雲町では見られなかったと前置きをしつつ、八雲町の成功要因として、第1に農泊に際しNPOが連携する農業者や経済団体などとのネットワークは以前から確立していた点を挙げ、行政ではなくNPO主体の取組であるために活動に最適なネットワークを任意に選択できたこと、第2に町内には50年以上も続くまちづくり活動の蓄積があったことが挙げられるとの回答がありました。

國井主任研究官の報告に対しては、イタリアのADは、地域運営の視点から日本においても導入を期待できるものの、公式なADに認められるには様々な条件も課せられていることから、AD導入における地方自治体や金融機関などの役割について質問がありました。國井主任研究官からは、ADに取り組むには地域内のステークホルダーのとりまとめが重要なため、地方自治体による調整機能が期待されること、また空き家を改装する場合には多額の資金が必要なこともあるため、金融機関からの融資も重要との回答がありました。

注. 本セミナー資料及び本研究に関するプロジェクト研究資料は農林水産政策研究所Webサイトを御覧ください。

セミナー資料

<https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2022/index.html>
プロジェクト研究資料

<http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/R04ict2.html>



ディスカッションの様子

(左上) 福田政策研究調整官 (中央上) 平口客員研究員
(右上) 寺林客員研究員
(左下) 國井主任研究官 (右下) 平形上席主任研究官

「豊かさの価値とは何か・SDGsの視点から」

日時：令和4年7月13日（水）13：15～15：15（オンライン開催）

食料領域 主任研究官 鈴木 均



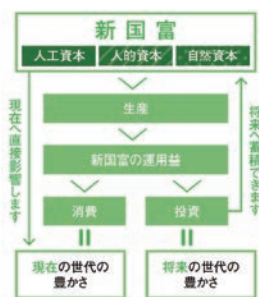
馬奈木俊介
九州大学 主幹教授

本特別研究会は、SDGsにも大きく影響を与えた国連の「新国富報告書」に代表として関わっている馬奈木俊介教授に、「新国富指標」やツールについて解説いただき、経済と技術の観点から「持続可能な社会」の実現を目指しながらSDGsをどのように評価し、経済成長も実現できるか仕組みを報告いただきました。

なお、報告のあと、当研究所から林岳総括上席研究官および國井大輔主任研究官より関連報告を行い、神戸大学大学院の佐藤真行教授より有意義なコメントをいただきました。

研究報告

1. 新国富指標：包括的に富を測る



新国富指標の仕組み 「新国富指標」(Inclusive Wealth Index: IWI) は、人工資本、人的資本、自然資本の3つのストックから構成され、それぞれ資本が与える影響を考慮し包括的な富（新国富）を計算したもので、「包括的な富に関する報告書（Inclusive Wealth Report）」によって定義されました。

インフラである人工資本、教育、健康の価値である人的資本、気候変動などを含めた自然資本、これら3つを足したものがあれば増えるほど消費や投資につながり、将来の豊かさにもつながるものです。

多くの国では、インフラの価値である人工資本と人の教育や健康といった価値である人的資本、この2つは伸びているが、自然資本が減少しています。



新国富指標とSDGsの対照関係

この自然資本が減少し続けていることを述べているのが「包括的な富に関する報告書」になり、これ

に私は代表として2014年以降関わっており、国連を挙げてこの新国富指標を推進することをやっています。

2. 世界各国の取組

イギリスにおいては、ケンブリッジ大学のダスグプタ教授に調査を依頼することで、新国富指標を用いた「ダスグプタ報告書」を発表しており、本報告書において、今後の経済成長に対する生物多様性の損失調査につき、持続可能性の評価に新国富指標を活用し、自然資本が減っている中でいかに価値を増やしていくかを提案しています。

パキスタンでは、国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）と共同でパキスタンの新国富を評価し、2021年に報告書を発表しました。本報告書によりパキスタンの自然資本の減少が発見され、現在パキスタン政府は100億本の植樹を目指し計画を進行中です。

米国では会計基準において自然資本も価値計算の中に取り入れることを商務長官から発表されています。

中国ではグリーン成長（緑色発展）が大事であり、国民経済計算に生態資本も導入すべきだと国内で提言されています。

3. 地域における農林水産業の取組

製造業においては省エネを行うことでCO₂を削減するという取組はコスト増となります。一方、農林水産業はCO₂を出したり吸収したりしており、追加的な取組を行うことによってCO₂を取引する取組で収入を得ることができるということで、地域の農林水産業が注目されています。

取組事例として、佐賀県江北町では、人的資本である健康に資する大豆の効果を科学的に証明することによって、地域の農家が大豆を生産し、企業が大豆サプリの開発・販売を行い、地域住民にとっては地産地消を通じて食生活の向上や健康増進につながっています。地域の新国富指標の活用を通じて、企業、自治体、住民が連携することでより地域づくりが加速されます。

このように、農林水産業の追加的な取組が健康などの人的資本にどうつながるのかの科学的な評価を行うこと、すなわち人的資本の価値を計測することは、地域の価値を向上させるためにとても大事なことです。

2022(令和4)年11月30日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No. 110



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <https://www.maff.go.jp/primaff/>

印刷・製本 株式会社 美巧社

